５公立東京給第２１４８号

令和６年２月２８日

各所属所長　殿

公立学校共済組合東京支部長

浜　　佳　葉　子

（公 印 省 略）

「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による

被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について（通知）

　日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

この度、厚生労働省から別紙のとおり一部改正の通知がありましたので、お知らせします。

なお、公立学校共済組合東京支部におけるこれまでの取扱いに変更はありません。

引き続き、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

１　改正内容

　　【別紙２】「事業主の証明による被扶養者認定Ｑ＆Ａ」が、添付資料（令和５年１２月２５日付一部改正後）のとおり追記・修正されました。

２　適用開始日

　　令和５年１２月２５日より適用

３　公立学校共済組合東京支部における「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱い

令和５年１１月１４日付５公立東京給第１５９６号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」のとおり変更はありません。

４　添付資料

（１）【別紙２】事業主の証明による被扶養者認定Ｑ＆Ａ（令和５年１２月２５日付一部改正後）

（２）国通知一式

・　令和６年１月３１日付総務省事務連絡「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について

・　令和５年１２月２５日付保保発１２２５第４号厚生労働省保険局保険課長通知「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について

担当

公立学校共済組合東京支部　給付貸付課資格担当

鈴木・久能・片岡・河口

電　話　０３－５３２０－６８２６